

証券コード 5029

2022年6月7日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
サークレイス株式会社
代表取締役 佐藤 潤

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席願えない場合又はオンラインにて参加される場合は、事前に書面により議決権を行使することができますので、その場合は下記第10回定時株主総会参考書類をご検討くださいます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水)午後5時30分(必着)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日(木)午前8時00分
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
当会社本店会議室

3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

第10期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

【決議事項】

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

※議案の概要は、下記第10回定時株主総会参考資料に記載のとおりであります。

◎各議案について賛否の表示がない場合は賛の表示があるものとして取り扱います。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.circlace.com/>)に掲載させていただきます。

◎本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、後記のインターネット等の手段を用いて株主総会当日の議事進行の状況を映像でご確認いただくことができます。

インターネットを用いた株主総会への参加に関するご案内

1. インターネット等の手段を用いた株主総会への参加とは
本総会におきましては当日会場にご来場いただけない株主様にも、インターネット等の手段を用いて株主総会当日の議事進行の状況ご確認いただく事ができます（以下、インターネット等の手段を用いて株主総会にご参加いただくことを「バーチャル参加」といい、バーチャル参加いただく株主様を「バーチャル参加株主様」といいます。）
もっとも、バーチャル参加株主様は株主総会の状況を映像にて確認できる形になります（会社法に定める【出席】とは取り扱われません。）
また通信環境の影響により、映像の画質や音声が悪化、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
2. バーチャル参加に必要な環境
Zoomにて開催をいたします（Teamsを予備として設定する可能性があります。バーチャルでの参加を予定している株主様におきましては、Zoomでの参加が可能な環境のご準備をお願いいたします）。なお、環境が変更となる場合には改めてご案内をいたします。
以下、Zoom及びTeamsのHPからの抜粋となります。
 - (1) Zoom
 - ①サポートされるオペレーティング システム
 - ・ macOS X と macOS 10.9 以降、
 - ・ Windows11(Windows 11 はバージョン 5.9.0 以降でサポートされます。)
 - ・ Windows10(Windows 10 を実行しているデバイスの場合、Windows 10 Home、Pro、または Enterprise を実行する必要があります。S モードはサポートされていません。)
 - ②サポートされているタブレット端末とモバイルデバイス
 - ・ iOS 8.0 以降
フロントまたはリアカメラを使用したビデオの送受信
iPhone 4 以降、iPad Pro、iPad Mini、iPad 2 以降、iPod touch 第 4 世代、iPhone 3GS (フロントカメラなし)
 - ・ iPadOS 13 以降
 - ・ Android 5.0x 以降
 - ・ Win 10 以降の Surface PRO 2 以降
 - ・ Windows 10 を搭載しているタブレット端末は、Windows 10 Home、Pro または Enterprise を搭載している必要があります。S モードはサポートされていません。
 - ・ タブレット PC は、Zoom デスクトップ クライアントのみに対応しています。
 - ③サポートされているブラウザ
 - ・ Windows: Edge 12+、Firefox 27+、Chrome 30+
 - ・ macOS: Safari 7+、Firefox 27+、Chrome 30+
 - (2) Teams (予備)
 - ・ Windows 11、Windows 10 (Windows 10 LTSC を除く)、ARM 版の Windows 10
※利用可能な最新の Windows バージョンとセキュリティ パッチを使用することをお勧めします。
 - ・ MacOS の 3 つの最新バージョンのいずれか。
 - ・ Android: Android スマートフォンおよびタブレットと互換性があります。
サポート対象は、Android の 最新の 4 つ のメジャー バージョンに限られています。
たとえば、Android の新しいメジャー バージョンがリリースされたときに、Android の

要件は新しいバージョンと、その直前の3つの最新バージョンです。

- ・ iOS: iPhone、iPad、iPod touch と互換性があります。

サポート対象は、最新の2つのメジャーバージョンのiOSに限られています。たとえば、iOSの新しいメジャーバージョンがリリースされた場合、iOSの要件は新しいバージョンと、その前の最新のバージョンです。iOSのオプションの背景をぼかすビデオ効果には、iOS 12以降のオペレーティングシステムが必要であり、次のデバイスと互換性があります:iPhone 7以降、iPad 2018(第6世代)以降、およびiPod touch 2019(第7世代)。

3. バーチャル参加の方法

株主総会の日程が近づいてまいりましたらメールにてURL (Zoomを予定しております。)をお送りいたします。ご案内しておりますお時間になりましたら当該URLからご参加ください。

※URLのお送りは6月21日(火)頃を予定しております。メールにお送りいたしますので、時期が近づいてまいりましたらご確認ください。

4. 質問及び動議について

バーチャル参加株主様は、会社法上、株主総会において株主に認められている質問や動議を行うことはできませんので、あらかじめご承知ください。

5. その他留意事項

バーチャル参加株主様は、当日採決に参加し議決権を行使することはできないため、事前に議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。

第 10 回定時株主総会参考資料

第 1 号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 本店所在地の移転

- ① 当社の本店所在地を現在の東京都千代田区から東京都中央区に移転するため、第 3 条を変更するものであります。
- ② 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 項ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規程を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------|--|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 1 条、第 2 条 (条文省略) | 第 1 条、第 2 条 (条文省略) |
| (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 | (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。 |
| 第 3 章 株 主 総 会 | 第 3 章 株 主 総 会 |
| 第 13 条、第 14 条 (条文省略) | 第 13 条、第 14 条 (条文省略) |

| | |
|--|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(附則)</p> <p>第 1 条 第 3 条の規定変更は、2022 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p>第 2 条 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日</p> |

| | |
|--|--|
| | <u>または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |
|--|--|

第 2 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 7 名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次の通りであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の普通株式 |
|--|---------------------------|--|-------------|
| 1 (重任) | 佐藤 司 (1970 年 5 月 15 日) | 1997 年 2 月 Ernst & Young LL 入社 2000 年 1 月 同社退社 2000 年 2 月 Pasona International Inc. (現 Pasona NA Inc.)入社 2000 年 11 月 同社代表取締役社長 2007 年 12 月 (株)パソナグループ常務執行役員 国際業務室長 2009 年 12 月 (株)パソナ取締役副社長 2011 年 8 月 (株)パソナ代表取締役社長 COO 2012 年 11 月 当社代表取締役 2017 年 8 月 (株)パソナグループ副社長執行役員 2018 年 6 月 当社代表取締役退任 2018 年 7 月 当社取締役会長 (現任) 2018 年 8 月 (株)パソナ退社 2018 年 9 月 (株)パソナグループ退社 トライコー(株)代表取締役 (現任) 2022 年 2 月 当社報酬委員 (現任)、指名委員 (現任) | 125,000 株 |
| (取締役候補者とした理由) 国内外における豊富な経営経験を有し、当社設立後も代表取締役や取締役会長として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | | |
| 2 | 佐藤 潤 | 1992 年 4 月 (株)京樽 | 75,000 株 |

| | | | |
|--|----------------------|---|----|
| (重任) | (1969年1月17日) | 1994年3月 佐川急便(株) 1996年5月 (株)ジャストシステム 1998年2月 SAP ジャパン(株) 2010年5月 アクセンチュア(株) 2014年9月 株式会社パソナテキーラ (現サ ークレイス株式会社) 2015年7月 同執行役員 営業本部長 2016年6月 当社取締役社長 2019年1月 当社代表取締役社長 (現任) 2022年2月 当社指名委員 (現任) | |
| (取締役候補者とした理由) デジタル分野での豊富な知見と経験を有し、当社入社後は、営業の責任者となったの ち、取締役社長、代表取締役社長として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当 社の持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシッ プを発揮することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き 続き取締役候補者としております。 | | | |
| 3 (重任) | 工藤 正通 (1968年4月3日) | 1992年4月 等松・トウシュロスコンサルテ ィング株式会社 (現デロイトト ーマツ合同会社) 1998年8月 ブーズアレン・ハミルトン株式 会社 (現 PwC コンサルティン グ合同会社) 2001年9月 JP モルガン証券会社 2003年1月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社 2005年7月 スパークス・キャピタル・パー トナーズ株式会社 (現スパーク ス・グループ株式会社に吸収合 併) 代表取締役社長 2006年10月 スパークス・グループ株式会社 財務部長/社長室長 2011年3月 株式会社オプト (現 株式会社 デジタルホールディングス) 2013年4月 同社 執行役員 CFO 2014年7月 Nexus Asian Hybrid Credit Fund 取締役 | 0株 |

| | | | |
|-----------|--|--|----|
| | | <p>2015年4月 株式会社オプトベンチャーズ (現 Bonds Investment Group 株式会社)取締役</p> <p>2016年1月 アンドモワ株式会社取締役 CFO</p> <p>2017年7月 ComPower 株式会社 取締役</p> <p>2019年1月 株式会社パソナテキーラ (現サ ークレイス株式会社) CFO</p> <p>2019年7月 NES 株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2021年3月 当社取締役 CFO (現任)</p> | |
| | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>金融分野での豊富な知見と上場会社での CFO としての経験を有し、当社入社後は CFO として管理部門を取りまとめ、当社上場に向けた基盤づくりに尽力してまいりました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、当社の企業価値向上に貢献することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> | | |
| 4 (重任) | <p>中尾 慎太郎 (1974年9月11日) 社外取締役候補者</p> | <p>1998年4月 (株)パソナ</p> <p>2009年3月 (株)パソナドゥタンク取締役執行 役員事業部長</p> <p>2010年2月 同社代表取締役社長</p> <p>2012年5月 ビーウィズ(株)取締役</p> <p>2013年8月 (株)パソナ取締役執行役員</p> <p>2013年9月 (株)パソナドゥタンク退任 ((株)パ ソナに吸収合併)</p> <p>2015年4月 パソナ・パナソニックビジネス サービス(株)取締役 (現任)</p> <p>2015年8月 (株)パソナ取締役常務執行役員</p> <p>2016年4月 (株)パソナ OGXA 取締役</p> <p>2016年8月 (株)パソナグループ取締役</p> <p>2017年8月 同社常務執行役員 (現任)</p> <p>2018年4月 長崎ダイヤモンドスタッフ(株)取 締役</p> <p>2018年6月 (株)パソナマスターズ取締役 (現 任)</p> <p>2018年8月 (株)パソナ代表取締役社長(現任)</p> <p>2019年4月 (株)HIPUS 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 一般社団法人日本人材派遣協会</p> | 0株 |

| | | | |
|--|---|---|-----------|
| | | <p>理事（現任） (株)パソナ顧問ネットワーク取締役</p> <p>2020年6月 (株)パソナ HS 取締役（現任） 当社取締役（現任）</p> <p>2021年3月 (株)パソナ JOBHUB 取締役（現任）</p> <p>2021年4月 (株)More-Selections 取締役</p> <p>2021年8月 (株)パソナテック取締役（現任）</p> <p>2021年9月 (株)パソナナレッジパートナー取締役（現任） (株)パソナ知財信託取締役（現任）</p> <p>2021年11月 (株)T-ICU 社外取締役（現任）</p> | |
| <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）</p> <p>株式会社パソナの代表取締役社長を務めるなど、豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。今後も当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> | | | |
| <p>5 (重任)</p> | <p>シェイマス・マッキー (1968年6月27日) 社外取締役候補者</p> | <p>1997年7月 K2 パートナリングソリューションズ 創設・代表取締役社長兼会長</p> <p>2010年10月 テキーラ 創設、会長</p> <p>2011年11月 株式会社パソナテキーラ共同創設、取締役（現任）（現サークレイス株式会社）</p> <p>2014年 テキーラ AnZ 創設</p> <p>2016年 サピエント i7 創設</p> <p>2017年1月 ロボリクルーター 共同創設 マキユープロパティールディングス会長</p> <p>2018年 PS ai Labs 創設 テキーラオートメイション創設</p> | <p>0株</p> |

| | | | |
|-----------|--|---|----|
| | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) TQUILA LIMITED の会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなど、豊富な経営経験に基づいた経営知識を有し、当社設立以来、当社取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。今後も、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | |
| 6 (重任) | Paul Kaname Yonami ne (1957年8月20日) 社外取締役候補者 独立役員 | 1979年5月 Peat, Marwick, Mitchell & Co.(現 KPMG LLP) 1983年5月 米国カリフォルニア州公認会計士登録(現任) 1983年5月 サンキ・アメリカ支社副社長 1987年4月 ICMG INC 創業、代表取締役社長 1992年4月 KPMG LLP 1995年4月 KPMG LLP Hawaii マネージングパートナー 1997年3月 ケーピーエムジーグローバルソリューション株式会社(現 PwC アドバイザリー合同会社) 代表取締役社長 2001年8月 同社代表取締役会長 2004年10月 ホノルル市長特別顧問 就任 2006年4月 株式会社日立コンサルティング 代表取締役社長兼 CEO 2010年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役専務執行役員 2013年4月 同社取締役副社長執行役員 2015年1月 同社代表取締役社長執行役員 2017年3月 GCA 株式会社取締役 2017年6月 Central Pacific Bank 社外取締役 2017年7月 GCA 株式会社取締役会長 2018年10月 セントラルパシフィックファイナンシャルコーポレーション 会長兼 CEO (現職) & セントラ | 0株 |

| | | | |
|--|---|---|----|
| | | <p>ルパシフィックバンク取締役 会長（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社三井住友銀行社外取締役 役（現任）</p> <p>2020年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年2月 当社指名委員（現任）、当社報酬 委員（現任）</p> | |
| <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）</p> <p>大手 IT 事業会社やコンサルティング会社における豊富な経営経験とグローバルな視点を有し、取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。今後も、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> | | | |
| 7 (重任) | <p>庄司 哲也 (1954年2月28日) 社外取締役候補者 独立役員</p> | <p>1977年4月 日本電信電話公社入社</p> <p>1991年1月 NTT Deutschland GmbH 副社 長</p> <p>1993年8月 日本電信電話株式会社 信越支社 労務部長</p> <p>1999年1月 日本電信電話株式会社 持株会社 移行本部 担当部長</p> <p>1999年7月 東日本電信電話株式会社 企画部 担当部長</p> <p>2002年7月 日本電信電話株式会社 第五部門 担当部長</p> <p>2005年7月 西日本電信電話株式会社 人事部 長</p> <p>2006年6月 西日本電信電話株式会社 取締役 人事部長</p> <p>2009年6月 日本電信電話株式会社 取締役 総務部門長 内部統制室長兼務</p> <p>2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 代表取締役 副社長</p> <p>2015年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 代表取締役</p> | 0株 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | <p style="text-align: center;">社長</p> <p>2020年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役（現任）</p> <p>2020年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年3月 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年6月 日立造船株式会社 社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">三菱倉庫株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年2月 当社指名委員（現任）、当社報酬委員（現任）</p> <p>2022年3月 日本たばこ産業株式会社 社外取締役（現任）</p> | |
| <p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）</p> <p>クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有し、取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。今後も、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> | | | |

（注）

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役中尾慎太郎、シェイマス・マッキー、ポール与那嶺及び庄司哲也の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、ポール与那嶺及び庄司哲也の2氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項損害賠償額を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることに

なります。

第3号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2022年1月20日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議されており、かかる決議の枠内で、各取締役の担当領域の規模・責任及び経営への貢献の大きさを勘案して決定する固定報酬、及び前期の業績目標の達成度に連動する業績連動報酬を定めております。

今般、当社株式の新規上場を踏まえ、当社の企業価値の持続的成長を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）の報酬体系の一部を見直し、下記のとおり事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入いたしたいと存じます。

本議案に基づく交付株式総数の当社発行済株式総数に対する比率は、1年当たり2.4%以内となる見込みであり、上記目的の下で相当であると取締役会として判断しております。

なお、第2号議案が原案のとおり承認されますと、取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

記

1. 本制度の概要

本制度は、権利付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、あらかじめ定めた数又はあらかじめ定めた算定方法により当社普通株式を交付する株式報酬制度であり、業績達成条件が付されていないリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」）と、業績達成条件が付されているパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」）からなります。

(1) RSU

原則として権利付与日からベスティング期間の満了日まで継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位を有すること等を条件として、権利付与日において定める基準株式数の当社普通株式を当該期間満了後に交付します。

ベスティング期間は付与されるRSUの3分の1につき権利付与日から1年間、3分の1につき権利付与日から2年間、3分の1につき権利付与日から3年間とします。

本議案を承認可決いただいた場合、2023年3月期以降、詳細設計が定まり次第権利付与を行う予定です。

(2) PSU

原則として権利付与日から権利付与日の属する連続する3事業年度の満了日まで継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位を有すること等を条件として、権利付与日において定める基準株式額に取締役会の決議により定めた業績目標に対する達成度に応じて定められる係数を乗じて得た数の当社普通株式を、当該業

績の確定後相当の時期に交付します。

本議案を承認可決いただいた場合、2024年3月期以降詳細設計が定まり次第権利付与を行う予定です。

2. 株式の交付方法

株式の交付にあたっては、当該株式の額に相当する金銭報酬債権を支給の上、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算定される数の当社株式の割当を受けるものとします。

なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該当社株式を引き受ける取締役役に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

3. 交付株式数並びに金銭報酬債権額の算定方法

(1) RSU

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に付与するユニット数を算定し、1ユニットにつき1株（ユニット付与後当社が株式分割・併合等を行う場合には合理的に調整します。）の割合で株式を交付します。

付与ユニット数 = 基準金額（※1） ÷ 付与時株価（※2）

計算の結果生じる100ユニット未満の端数は、100ユニット単位に切上げます。

(2) PSU

当社は、上記（1）と同様の計算式に基づき、各対象取締役に付与するユニット数を算定し、これに業績係数（※3）を乗じた上で、1ユニットにつき1株（ユニット付与後当社が株式分割・併合等を行う場合には合理的に調整します。）の割合で株式を交付します。

※1 基準金額は、各対象取締役の職責の大きさに応じて、当社取締役会において対象取締役ごとに決定されます。

※2 付与時株価は、付与年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1か月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額など客観的かつ合理的な株価を採用します。

※3 業績係数は、取締役会の決議によって定める業績目標の達成度に応じて、0%から100%まで変動させます。

4. 基準金額の総額及び株式総数の上限

RSU及びPSUに基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の額は、年額1億円以内とし、対象取締役に対して交付される当社普通株式の総数は、年10万株以内といたします。なお、交付する株式の数の算定にあたっては、社外取締役も含め、基本報酬の額を基準とし期待される役割等を勘案するものとします。

5. 交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象取締役に

対して当社普通株式の交付を行います。当社普通株式の交付は、当社による株式発行または自己株式処分の方法により行われ、対象取締役のうち実際の交付対象者及び当該株式発行または自己株式処分に係る募集事項は、対象期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

- ① 対象期間中に対象取締役が継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件

6. クローバック

本制度に基づく当社普通株式の交付等を行った後、対象取締役が上記5の②又は③に該当することが判明したときは、当社取締役会の決議により、交付済みの当社普通株式の返還を請求することができるものとします。

7. 株式保有ガイドライン

R S U及びP S Uに基づき交付された当社普通株式に譲渡制限は付しませんが、対象取締役は、当社取締役会の決議により別途定める株式保有ガイドラインを遵守するものとします。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

サークレイス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
五代 英紀
D8DDE98E7EAB44B...

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サークレイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

サークレイス株式会社 監査役会

常勤監査役

林 史彦 印

社外監査役

名取 勝也 印

社外監査役

福田 あずさ 印

(自署／電子署名)

第 10 期

計算書類

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

サークレイス株式会社

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位 千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|------------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 624,892 | 流動負債 | 372,038 |
| 現金及び預金 | 289,860 | 買掛金 | 32,450 |
| 売掛金 | 261,660 | 短期借入金 | 30,000 |
| 前払費用 | 24,126 | 1年内返済予定の長期借入金 | 42,390 |
| 前払金 | 46,924 | 未払金 | 31,921 |
| 未収入金 | 1,065 | 未払費用 | 30,161 |
| その他 | 1,254 | 未払消費税等 | 54,449 |
| | | 契約負債 | 52,326 |
| 固定資産 | 94,621 | 賞与引当金 | 87,721 |
| 有形固定資産 | 13,898 | その他 | 10,618 |
| 建物附属設備 | 28,088 | 固定負債 | 127,610 |
| 建物附属設備減価償却累計額 | △ 21,306 | 長期借入金 | 127,610 |
| 工具、器具及び備品 | 24,599 | 負債合計 | 499,648 |
| 工具、器具及び備品減価償却累計額 | △ 17,483 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産 | 80,723 | | |
| 敷金及び保証金 | 4,201 | 株主資本 | 218,302 |
| 長期前払費用 | 2,267 | 資本金 | 100,000 |
| 繰延税金資産 | 74,253 | 資本剰余金 | 148,000 |
| | | 資本準備金 | 124,000 |
| | | その他資本剰余金 | 24,000 |
| | | 利益剰余金 | △ 29,697 |
| | | その他利益剰余金 | △ 29,697 |
| | | 繰越利益剰余金 | △ 29,697 |
| | | 新株予約権 | 1,562 |
| | | 純資産合計 | 219,864 |
| 資産合計 | 719,513 | 負債及び純資産合計 | 719,513 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位 千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|----------|-----------|
| 売上高 | | 2,266,281 |
| 売上原価 | | 1,045,443 |
| 売上総利益 | | 1,220,838 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,070,339 |
| 営業利益 | | 150,498 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | |
| 雑収入 | 33 | 35 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 985 | |
| 上場関連費用 | 9,640 | |
| 雑損失 | 159 | 10,784 |
| 経常利益 | | 139,749 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 616 | 616 |
| 税引前当期純利益 | | 140,365 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 858 | |
| 法人税等調整額 | △ 36,063 | △ 35,204 |
| 当期純利益 | | 175,570 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位 千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 100,000 | 124,000 | 24,000 | 148,000 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — |
| 当期末残高 | 100,000 | 124,000 | 24,000 | 148,000 |

| | 株主資本 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-------|---------|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | △ 205,267 | △ 205,267 | 42,732 | 2,178 | 44,910 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | 175,570 | 175,570 | 175,570 | | 175,570 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | △ 616 | △ 616 |
| 当期変動額合計 | 175,570 | 175,570 | 175,570 | △ 616 | 174,954 |
| 当期末残高 | △ 29,697 | △ 29,697 | 218,302 | 1,562 | 219,864 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 建物附属設備 | 3～15年 |
| (2) 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社が展開するデジタルプラットフォーム事業は、大きく分けてコンサルティングサービス、プラットフォームサービスという2つのサービスを提供しております。コンサルティングサービスとして、「Salesforce」の導入・運用コンサルティングを手掛ける「Salesforce Consulting」、「Anaplan」の導入・運用コンサルティングを手掛ける「Anaplan Consulting」を展開しており、プラットフォームサービスとして、リカーリングビジネスを中心に、「Salesforce」の運用支援・サポートを手掛ける「カスタマーサクセス」、「Circlace®」、「AGAVE」などの自社製品をSaaSとして販売する「DX」、Salesforce.com,inc.認定のSales Cloud/Service Cloud管理者・開発者、そしてそのサービスを利用するユーザーに向けた豊富なトレーニングメニューなどを展開する「エデュケーション」を主なサービスとして展開しております。

コンサルティングサービス及び「カスタマーサクセス」の一部は準委任契約に基づき、一定の期間にわたり充足される履行義務については、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

その他の各サービスにおける製品・サービスの提供については、製品の利用及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」（前事業年度35,952千円）は、収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度より「契約負債」（当事業年度52,326千円）として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産 74,253千円

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、前事業年度において重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。当該判断結果に従い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び翌期の一時差異等のスケジューリングに基づき回収見込額の算定を行っております。将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や人員計画等の仮定は、市場環境、主要顧客の契約継続率、新規契約の受注の成否、採用活動の成否等に影響を受けるため不確実性を伴います。新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を含め、事業環境及び会社業績へ重要な影響を与える事象がないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

| | |
|--------------------------|------------|
| 当座貸越極度額及び貸出 コミットメント総額 | 100,000 千円 |
| 借入実行残高 | 30,000 千円 |
| 差引額 | 70,000 千円 |

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務 4,338 千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 46,293 千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,350,000 株

2. 当事業年度末における新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

普通株式 273,900 株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 | 125,630 千円 |
| 賞与引当金 | 29,456 " |
| 減価償却超過額 | 14,998 " |
| 未払事業所税 | 1,227 " |
| その他 | 4,625 " |
| 繰延税金資産小計 | 175,938 千円 |

繰延税金資産小計

| | |
|-----------------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △ 101,634 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 50 " |

評価性引当額小計

| | |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 74,253 千円 |
|----------|-----------|

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入等によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融資産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (* 2) (千円) | 時価 (* 2) (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------------|------------------------|------------------|------------|
| 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む) | (170,000) | (168,489) | △ 1,510 |

(* 1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払消費税等については、短期で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(* 2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|------------------------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 （1年以内返済予定の長期借入金を含む） | — | 168,489 | — | 168,489 |
| 負債計 | — | 168,489 | — | 168,489 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権の所有 （被所有）の割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 （千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|--------------|---------|--------------------|-----------|-------------------|--------------|------|----------|
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社パソナ | — | 当社サービスの販売 | 「AGAVE」利 用料（注） | 31,334 | 契約負債 | 28,108 |

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 金額（千円） | |
|---------------|-----------------------|-----------|
| コンサルティングサービス | Salesforce Consulting | 1,258,237 |
| | Anaplan Consulting | 145,974 |
| | コンサルティングサービス計 | 1,404,211 |
| プラットフォームサービス | カスタマーサクセス | 677,753 |
| | D X | 69,136 |
| | エデュケーション | 115,180 |
| | プラットフォームサービス計 | 862,069 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,266,281 | |
| その他の収益 | — | |
| 外部顧客への売上高 | 2,266,281 | |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債残高

顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。また、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、35,952千円であります。

当事業年度の契約負債の重要な変動は、前受金の受け取りによる増加125,808千円、収益認識による減少109,434千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想期間が1年を超える重要な契約はないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

XI. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 65円16銭

2. 一株当たり当期純利益 52円41銭

(注) 当社は、2022年2月4日付けで普通株式2株につき1株の株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

XII. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年4月12日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月8日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年4月11日に払込が完了いたしました。

1. 募集方法： 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

2. 発行する株式の種類及び数： 普通株式750,000株

3. 発行価格： 1株につき720円

4. 引受価額： 1株につき662.40円

この価格は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

5. 資本組入額： 1株につき331.20円

- | | |
|---------------------|---|
| 6. 発行価額の総額： | 540,000千円 |
| 7. 引受価額の総額： | 496,800千円 |
| 8. 増加した資本金及び資本準備金の額 | |
| 増加した資本金の額： | 248,400千円 |
| 増加した資本準備金の額： | 248,400千円 |
| 9. 払込期日： | 2022年4月11日 |
| 10. 新株の配当起算日： | 2022年4月1日 |
| 11. 資金の使途： | 人員増強費、借入金の返済、オフィス移転費、IT関連費、教育費、採用費、広告宣伝費として充てたいします。 |

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2022年4月12日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月8日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年5月11日に払込が完了いたしました。

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1. 募集方法： | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し） |
| 2. 発行する株式の種類及び数： | 普通株式112,500株 |
| 3. 割当価格： | 1株につき662.40円 |
| 4. 資本組入額： | 1株につき331.20円 |
| 5. 割当価格の総額： | 74,520千円 |
| 6. 増加した資本金及び資本準備金の額 | |
| 増加した資本金の額： | 37,260千円 |
| 増加した資本準備金の額： | 37,260千円 |
| 7. 払込期日： | 2022年5月11日 |
| 8. 新株の配当起算日： | 2022年4月1日 |
| 9. 割当先： | 大和証券株式会社 |
| 10. 資金の使途： | 「一般募集による新株式の発行13. 資金の使途」と同一であります。 |

XIII. その他の注記

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、一定程度、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。国内パブリッククラウドサービス市場は堅調であるため、その程度は軽微であるとの仮定のもとに、繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損などの会計上の見直しを行っております。

なお、当該会計上の見直しは現時点における最善の見直しではあるものの、今回用いた仮定は不確実性を伴っており、新型コロナウイルス感染症の今後の状況や経済へ与える影響が変化した場合には、損益に対する影響が発生する可能性があります。

第 10 期

計算書類の附属明細書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

サークレイス株式会社

1. 有形固定資産の明細

(単位:千円)

| 区分 | 資産の種類 | 期首帳簿価額 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 期末取得価額 |
|--------|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|
| 有形固定資産 | 建物附属設備 | 11,688 | 3,456 | — | 8,362 | 6,782 | 21,306 | 28,088 |
| | 工具、器具及び備品 | 9,953 | 885 | — | 3,722 | 7,115 | 17,483 | 24,599 |
| | 有形固定資産 計 | 21,641 | 4,341 | — | 12,085 | 13,898 | 38,790 | 52,688 |

(注)建物附属設備の当期増加額の内訳は、福岡営業所におけるパーテーション工事(2,892千円)、コンセント工事(564千円)であります。

2. 引当金の明細

(単位:千円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 賞与引当金 | 79,972 | 87,721 | 79,972 | 87,721 |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|-------------|-----------|----|
| 広告宣伝費 | 13,942 | |
| 社員募集費 | 40,003 | |
| 支払手数料 | 3,179 | |
| 給与・正社員 | 502,128 | |
| 契約社員給与 | 5,545 | |
| 賞与 | 29,738 | |
| 賞与引当金繰入 | 42,487 | |
| 法定福利費 | 88,356 | |
| 社員福利厚生費 | 8,071 | |
| 受入派遣人件費 | 14,890 | |
| 交通費 | 6,497 | |
| 交際費 | 2,229 | |
| 役員報酬 | 51,528 | |
| 地代家賃 | 43,537 | |
| 共益費 | 5,144 | |
| 通信費 | 6,091 | |
| 運送費 | 1,191 | |
| 消耗品費 | 1,339 | |
| 社員研修費 | 21,246 | |
| 業務委託費 | 71,246 | |
| 保険料 | 3,804 | |
| 租税公課 | 3,078 | |
| 租税公課・事業所税 | 3,564 | |
| IT関連・業務委託費用 | 2,252 | |
| IT関連・備品消耗品費 | 84,526 | |
| 減価償却費 | 12,085 | |
| その他 | 2,629 | |
| 合計 | 1,070,339 | |

第 10 期

事 業 報 告

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

サークレイス株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、世界的な新型コロナウイルスの影響がいまだに続く中、個人消費や設備投資の回復もあり、2021年4～6月期の実質GDP成長率は前期比プラスに転じたものの、7～9月期は再び個人消費の落ち込みがみられ、マイナスに転じました。しかし、10～12月期に入ると、緊急事態宣言が解除されたこともあり、個人消費や住宅投資が回復し、再びプラスに転じました。

しかし、2022年に入り、経済活動は復活のきざしはあるものの、新型コロナウイルス第6波の影響が懸念されており、2022年度年間で数%程度の低い伸びが予測されるにとどまっております。

このような経済環境下ではありましたが、当社の属する国内パブリッククラウド市場では、新型コロナウイルスの流行によって「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」など、喫緊の課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用している企業が増加しています。一方、多くの企業がIT投資を抑制しており、導入を決めた企業における導入プロジェクトの遅延も見られ、2020年以降の国内パブリッククラウドサービス市場は、過去に比べ成長が鈍化していくと思われま

(出所：MM総研「国内クラウドサービス需要動向調査」、2021/6月)

ただ、プライベートクラウドを含めたクラウド市場全体で見ますと、2025年には4兆3千億円以上の市場規模と予測されており、成長が鈍化するとは思われますが、非常に大きな市場になります。また、国内コンサルティング市場においても、2025年には1兆2,551億円になると予測されており、こちらも大きな市場であります。(出所：IDC Japan「国内コンサルティングサービス市場予測を発表」、2021/7月)

次にSalesforceプラットフォーム関連市場を見ますと、2026年に4兆9千億円規模に拡大(115円/ドルで試算)、依然高い成長率を維持する見通しです。(2021年から2026年までのCAGR18.8%)

(出所：Tableau「IDCSalesforce Economy 2021 (The Salesforce Economy COUNTRY INSIGHTS)」、2021/9/10)

また、日本におけるSalesforceパートナーエコシステムは順調に成長し、2026年までに2021年現在の規模の6.5倍になる見通しです。(出所：株式会社セールスフォース・ジャパン「Salesforceエコノミー、2021年から2026年の5年間に日本で974億ドルの新規事業と44万人を超える新規雇用を創出」、2021/11/8)

このような市場が拡大する中で、日本企業のDXに対する取り組みは、まだまだこれからであり、DX関連市場において、クラウド活用推進によるコンサルティング、システム開発、保守関連の需要は今後も拡大すると予測されます。

上記のような市場の中、2022年3月期における当社の売上高は、全てのサービスにおいて、前年を上回る結果になりました。

コンサルティングサービスは、前年比29.8%増という結果になりました。Salesforce Consultingが28.5%増と堅調な伸びを示したのに加え、Anaplan Consultingも42.4%増という大

幅な増収を達成することができました。Salesforce Consultingにおいては、特に福岡営業所での増加が大きく寄与しました。また、Anaplan Consultingにおいては、「Anaplan」の知名度が上がり、大企業からの引き合いも増え、大幅増を達成することができました。エンジニア不足という課題はありますが、この分野においては、着実に業績を伸ばすことができるものと思われま

す。プラットフォームサービスは、前年比 17.9%増という結果になりました。カスタマーサクセスが 12.3%増、DX が 66.7%増、エデュケーションが 33.3%増と着実に業績を伸ばすことができました。カスタマーサクセスにおいては、他のサービスに比べて伸び率は大きくありませんが、Hybrid Service の比率は上がり、当社の「Circlace®」を利用したサービス提供により、着実に社内ノウハウとして蓄積されており、サービスの質の向上につながっております。DXにおいては、「AGAVE」の売上が好調に推移しました。新たに大手物流企業と提携し、BPO パートナーとしてサービス拡大することができました。「Circlace®」は、まだまだ売上規模は小さいですが、2023 年 3 月期に拡販について本格的に稼働したいと考えております。エデュケーションにおいては、リモートでの開催が定着し、サービス内容を拡張したことにより、安定した伸びを達成することができました。今後も、売上だけでなく、当社社員の教育にも貢献できると考えております。

人員においては、引き続き、エンジニアの採用は難航しておりますが、カスタマーサクセスにおける採用は順調であり、従業員数は期末時点で 22 名増加となりました。

また、当社は、2022 年 4 月 12 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

以上の推移により、当事業年度の業績は、売上高 2,266 百万円（前期 1,813 百万円、対前期比 453 百万円増）、経常利益 139 百万円（前期経常損失 29 百万円、対前期比 169 百万円増加）、当期純利益 175 百万円（前期当期純損失 63 百万円、対前期比 238 百万円増加）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

株式会社三菱 UFJ 銀行と 2020 年 4 月 30 日に締結した「銀行取引約定書」及び 2021 年 4 月 30 日に締結した「当座貸越（専用口座）約定書（コミットメントライン契約用）」に基づき、2021 年 4 月 30 日から 2022 年 4 月 28 日までの期間、元本金 100,000,000 円を極度額としたコミットメントラインによる借入を行うことを可能としております。

(2) 設備投資

福岡営業所移転に伴う事務所設備の設置を実施しております。設備投資の総額は 4,341 千円であり、その主なものは、パーテーション設置 2,892 千円であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

| 区 分 | 第 7 期 | 第 8 期 | 第 9 期 | 第 10 期 当事業年度 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 売上高 (千円) | 1,609,308 | 1,756,429 | 1,813,213 | 2,266,281 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | 149,753 | △92,670 | △63,183 | 175,570 |
| 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円) | 46.80 | △28.62 | △18.86 | 52.41 |
| 純資産 (千円) | 150,587 | 105,916 | 44,910 | 219,864 |

※ 2020年6月26日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。また、2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合しております。第7期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は下記のとおりです。

① 優秀な人材の確保

当社が所属するクラウド業界は、エンジニアの人材不足が深刻化しております。当社の事業は、特にエンジニアの技術によるところが大きく、今後も伸びていくであろうクラウド業界において当社が成長していくためには、優秀なエンジニアを安定的に確保していくこと及び社内においても適材適所でエンジニアを活用することが課題であると認識しております。

IT人材不足を解消するため、当社では多くの非IT人材を多く採用し、短期間で高度IT人材へと育成する独自の人材育成モデルを構築済みであります。このモデルでは、最短2ヵ月でカスタマーサクセス・コンサルタントとして業務に従事できます。従事した後もさまざまなキャリアパスで活躍しています。今後は、同モデルを活用し、新卒を含めたIT未経験者採用を加速するとともに、お客さまのIT人材育成事業の立ち上げを検討してまいります。

また、当社では、リモートワークの導入・在宅勤務手当の支給など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、社員のライフ・ワーク・バランスの実現を率先的に図ることにより、優秀な人材の確保に努めてまいります。同時に、社員の能力向上のための研修、「Salesforce」認定資格取得のための研修料・試験料負担や人事評価制度の改善・運用など、社員の能力を最大限発揮できるような仕組みを確立してまいります。

② 事業ポートフォリオの拡大

当社の事業は、従来より「Salesforce」に特化し、継続して成長しているSalesforce市場とともに成長してまいりましたが、中長期的に見て、「Salesforce」以外のサービスの比率を高めるこ

とが必要と考えております。

そのため、「AGAVE」・「Circlace®」・「Prigister One」といった自社開発のSaaS事業、「Anaplan」に関連するサービス事業にも注力し、多角的に業務を進めてまいります。

③ 「Circlace®」の強化

当社が展開する統合型デジタルコミュニケーション・プラットフォーム「Circlace®」においては、既に当社サービス提供における重要な基盤であると考えており、中長期的にみて、当社の事業の柱になるべく注力してまいります。当面は、地方公共団体、BPO事業者、人材派遣業事業会社、士業にターゲットを絞りプロモーションを実施し、その後あらゆる事業者に向けて事業を展開してまいります。

また、当社の事業すべてにおいて「Circlace®」を利用した展開を実施し、DXを推進していきます。

④ 地域事業の拡大

福岡県で行ってきた「中小企業向けSalesforce初期導入並びに活用支援サービス」が、2021年3月期に他県でも展開できるほどサービス内容が標準化でき、遠隔での対応が可能となり、今後、全国に向けたサービス展開を図ってまいります。

当社が安定して成長していく上で、現在主力である関東及び九州の地域だけでなく、全国に市場を拡大していくことは欠かせない事業であると考えております。

1-5. 主要な事業内容

当社は、デジタルプラットフォーム事業の単独セグメントとして、以下のサービスを展開しております。

| サービス名 | サービス内容 |
|-----------------------|---|
| コンサルティングサービス | |
| Salesforce Consulting | 「Salesforce」の導入支援、コンサルティング及び開発・連携 |
| Anaplan Consulting | 「Anaplan」のパターンオーダーの導入支援 |
| プラットフォームサービス | |
| カスタマーサクセス | 「Salesforce」「Anaplan」などの運用・保守・定着化を支援 |
| DX | 当社製品「AGAVE」・「Circlace®」・「Prigister One」の販売 |
| エデュケーション | 株式会社セールスフォース・ジャパン認定の管理者／開発者に向けた豊富なトレーニングメニューの提供 |

1-6. 主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所

本店： 東京都千代田区大手町2丁目6-2

福岡営業所： 福岡市中央区舞鶴3-2-1 DS福岡ビル 5階

(2) 使用人の状況

| 区分 | 従業員数（前期末比） | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----|------------|-------|--------|
| 合計 | 233名（22名増） | 39.0歳 | 3年4カ月 |

1-7. 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|---------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 170,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 30,000 |

2. 業務の適性を確保するための体制の整備に関する決議等の内容および当該体制の運用状況

2-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 法令、定款および社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ・ 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止および早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ・ 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正普遍的な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款および当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
- ・ 反社会勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録に記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ・ また、データ化された機密情報については、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護規程」に従い、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、法務総務本部が主管部署となり、各事業部門との情報共有および定期的な会合等を行い、リスクの早期発見・未然防止に務める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行う。毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」および「業務分掌規程」を制定し、取締役および使用人の職務執行について責任の範囲内および執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- ・ 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンスおよびリスク管理へ

の取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

- ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録ならびに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。
- ・ 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ・ 監査役は内部通報窓口である人事本部長、法務総務本部長、内部監査室長および顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人および外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

- (11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ることで、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対応管理規程」に定め、全ての取締役および監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

2-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会は、原則として月 1 回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、プログレス会議は、月 2 回、取締役会から委託を受けた事項およびその他経営の諸問題に関して、審議および決議を行っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス推進委員会は、プログレス会議メンバーにより構成されており、関連する規程類の整備、コンプライアンスマニュアルの推進を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。全社員を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

(3) 監査役の監査体制

当社は監査役会設置のもと、会計監査人、内部監査室と連携し監査を実施しております。

当年度における監査方針および監査スケジュールを監査役全員で協議の上、立案・決定し、取締役会へ報告しております。監査スケジュールに基づき、被監査部門に対して事前に監査項目、監査日程等の通知を行います。

取締役会やプログレス会議等の重要会議の議事録、稟議書等の書類の検査を行うとともに、関係者のヒアリング等の方法により監査を実施しております。毎月開催される取締役会へは監査役全員が出席し、必要に応じて意見を述べる他、その他重要な会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

期末監査終了後、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、その後、社長に提出して

おります。また、定時株主総会に出席して監査報告を行います。また、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つため、四半期に一度、三様監査を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

3. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 3,350,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 5名

④ 発行済株式の上位10名の状況（2022年3月31日現在5名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------------|------------|---------|
| | 普通株式 | |
| 株式会社パソナグループ | 1,440,000株 | 42.985% |
| TQUILA LIMITED | 1,390,000株 | 41.493% |
| salesforce.com, inc. | 320,000株 | 9.552% |
| 佐藤 司 | 125,000株 | 3.731% |
| 佐藤 潤 | 75,000株 | 2.239% |

4. 新株予約権等に関する事項

4-1 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名称 | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---|--|--|--|
| 新株予約権の数 | 48,500個 | 43,000個 | 25,500個 |
| 保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役 | 2名 3名 | 2名 | 2名 3名 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式 24,250株 | 普通株式 21,500株 | 普通株式 12,750株 |
| 新株予約権の発行価額 | — | 44円 | — |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 322円 | 322円 | 322円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2022年8月1日～ 2030年6月26日 | 2024年8月1日～ 2030年6月26日 | 2023年4月1日～ 2031年2月1日 |
| 新株予約権の主な行使条件 | 付与日(2020年7月31日)から権利確定日(2022年7月31日)まで継続して勤務していること | 付与日(2020年7月31日)から権利確定日(2024年7月31日)まで継続して勤務していること | 付与日(2021年3月31日)から権利確定日(2023年3月31日)まで継続して勤務していること |

| 名称 | 第5回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|---|--|--|
| 新株予約権の数 | 50,000個 | 36,000個 |
| 保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役 | 1名 | 1名 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 普通株式 25,000株 | 普通株式 18,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | — | — |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 322円 | 322円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2023年4月1日～ 2031年2月1日 | 2023年4月1日～ 2031年2月1日 |
| 新株予約権の主な行使条件 | 付与日(2021年3月31日)から権利確定日(2023年3月31日)まで継続して勤務していること | 付与日(2021年3月31日)から権利確定日(2023年3月31日)まで継続して勤務していること |

※2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合しております。

5. 会社役員に関する事項

5-1 役員の状況

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------------|-----------------------|--|
| 佐藤 司 | 取締役会長 指名委員 報酬委員 | トライコー株式会社 代表取締役 |
| 佐藤 潤 | 代表取締役 指名委員 | |
| 中尾 慎太郎 | 取締役 | 株式会社パソナ 代表取締役社長 パソナ・パナソニックビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社パソナグループ 常務執行役員 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 取締役 株式会社パソナマスターズ 取締役 株式会社HIPUS 社外取締役 一般社団法人日本人材派遣協会 理事 株式会社パソナHS 取締役 株式会社パソナJOBHUB 取締役 株式会社More-Selections 取締役 |
| シェイマス・マッキュー | 取締役 | TQUILA LIMITED 会長 McHugh Property Holdings 会長 |
| 工藤 正通 | 取締役 | NES 株式会社 取締役 |
| ポール 与那嶺 | 取締役 | Central Pacific Financial Corp. 会長兼 CEO |

| | | |
|-----------|---------------------|--|
| | 指名委員 報酬委員 | Central Pacific Bank 取締役会長 株式会社三井住友銀行 取締役 |
| 庄 司 哲 也 | 取締役 指名委員 報酬委員 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役 |
| 林 史 彦 | 監査役 | |
| 名 取 勝 也 | 監査役 | 名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社 取締役 グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 オリンパス株式会社 取締役 株式会社リクルートホールディングス 監査役 |
| 福 田 あ ず さ | 監査役 | 税理士法人東京ユナイテッド 社員 弁護士法人東京ユナイテッド 社員 |

1. 取締役中尾慎太郎、シェイマス・マッキュー、ポール与那嶺及び庄司哲也の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、ポール与那嶺及び庄司哲也の2氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役名取勝也及び福田あずさの2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 社外監査役福田あずさ氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項損害賠償額を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

5-2 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|--------|-------|--------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 38,728 | 38,728 | — | — | — | 2 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 8,000 | 8,000 | — | — | — | 1 |
| 社外役員 | 4,800 | 4,800 | — | — | — | 2 |

5-3 社外役員的主要活動状況について

| 区分 | 氏名 | 取締役会 (出席回数 ／開催回 数) | 監査役会 (出席回数 ／開催回 数) | 主要活動状況 |
|-----|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 取締役 | 中尾 慎太郎 | 15回／15回 | — | 社外取締役である中尾慎太郎氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、株式会社パソナの代表取締役社長を務めるなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。 |
| 取締役 | シェイマス・マッキー ー | 14回／15回 | — | 社外取締役であるシェイマス・マッキー氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、TQUILA LIMITEDの会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。 |
| 取締役 | ポール与那嶺 | 14回／15回 | — | 社外取締役であるポール与那嶺氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督してい |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---|
| | | | | ただけることを期待しており、大手IT事業会社やコンサルティング会社における豊富な経営経験とグローバルな視点を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。 |
| 取締役 | 庄 司 哲 也 | 15回／15回 | — | 社外取締役である庄司哲也氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。 |
| 監査役 | 名 取 勝 也 | 15回／15回 | 15回／15回 | 社外監査役である名取勝也氏には、弁護士として法務に携わっているほか、他社の取締役も務めており、企業経営及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地か |

| | | | | |
|-----|-------|---------|---------|---|
| | | | | ら適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 | 福田あずさ | 15回/15回 | 15回/15回 | 社外監査役である福田あずさ氏には、弁護士・公認会計士・税理士として法務・会計・税務に携わっており、会計分野及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。 |

6. 会計監査人に関する事項

6-1 名称

PwCあらた有限責任監査法人

6-2 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

| | |
|-------|----------|
| 報酬等の額 | 32,000千円 |
|-------|----------|

1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を

踏まえ、監査計画に基づく監査見積り時間、報酬単価を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成についての対価を支払っております。

6-3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出致します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

6-4 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第454条第5項に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。

当配当の基準日につきましては、毎年9月30日としており、剰余金の配当ができると定めております。

当社は、株主に対する利益還元が経営の重要課題であると認識しておりますが、当社は事業拡大過程にあり、将来の事業拡大に向けた投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、創業以来配当を実施しておりません。

今後におきましては、事業基盤の状況や内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案し、配当実施を検討してまいります。現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

第 10 期

事 業 報 告 附属明細書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

サークレイス株式会社

【1】 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細
事業報告 11 ページ 5-1 に記載のとおり